

東京都立国立高等学校自動販売機設置に関する仕様書

1 設置場所

- (1) 住所 東京都国立市東4-25-1
- (2) 学校名 東京都立国立高等学校
- (3) 校舎名及び使用場所（別紙図面のとおり）

2 設置目的

本校生徒及び教職員の福利厚生の一環として設置する。
（生徒数900名程度、教職員数80名程度）

3 設置台数

- (1) 生物講義室前（校舎外） 2台
- (2) 美術室隣の階段下（校舎内） 1台
- 計 自動販売機 3台

4 期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

5 使用許可の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等（牛乳を除く）とする。
- (2) 飲料の販売にあたって容器は、ペットボトル又は缶（キャップ式）とし、プルタブ式、紙製品及びコップ式を用いてはならない。
- (3) 販売品目については、生徒の健康を考慮した飲料を納品すること。
エナジードリンクは不可とする。また、学校側から要望があった場合、協議の上変更できるものとする。
- (4) 冬季は、一部ホット対応可能なものとする。
- (5) 販売時間等のタイマー設定は午前5時から午後8時とする。
- (6) 販売価格は、市価より低廉なものとし、この場合、使用料を免除する。
- (7) 設置する自動販売機は、電子マネーが利用できること。
- (8) 自動販売機設置場所に種類別容器回収箱を設け、常に回収可能な状態となるよう、定期的に回収を行うこと。空容器回収箱には分別が徹底できるよう種類ごとの表示を行うこと。
- (9) 自動販売機本体及び種類別容器回収箱ともに、定期的に清掃を行い、常に清潔・美観を保つこと。空容器回収箱は、箱の内外ともに拭清掃等を実施し、飲み残しの汚れが付着していること等の無いようにすること
- (10) 飲料は不足が生じないよう補充すること。補充の時間帯は、生徒の登下校時間及び昼休みを避けること。

- (11) 設置する自動販売機等は、省エネタイプのものとし、漏電遮断機を設置し、転倒防止金具を用い固定する。
- (12) 機器の故障や問い合わせには、連絡先を明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。
- (13) 火災、その他により販売機が破損しても一切の異議を申し出ないこと。
- (14) 自動販売機を設置するにあたり、営業許可、保健所への届出等、許可等法令に規定の事項は、使用者が使用前に手続きを行い、その許可書等の写しを添付の上、使用許可申請を行うこと。
- (15) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は使用許可の条件に反した場合、使用許可を取消す。
- (16) 自動販売機本体は災害時に、災害救援器として使用が可能であること。
- (17) 文化祭・体育祭のイベント時には臨時の販売所を設置し、設置した自販機と同等の価格で商品の販売が行えること。
- (18) 使用許可期間が満了した場合、または、使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復にかかる費用は設置者の負担とする。
- (19) 電気料金等の算定のため、子メーターを設置すること。なお、子メーター設置にかかる費用は設置者の負担とする。

6 経費負担

電気料金・水道料金等建物の使用に伴う経費は使用者の負担とし、学校長と使用者との間で協定書を作成する。なお、光熱水費の計算については、昭和45年2月18日付45教総経第23号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」の通知中、「別冊A」を適用する。

電気料金の算出については、使用者の設置する子メーターの指針をもとに算出する。

7 使用許可申請に必要な書類（設置者に決定した場合に提出）

- (1) 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書（様式1-2）
- (2) 申立書

自動販売機の業種が、飲食物の提供である場合、申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の規定に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書

- (3) 印鑑証明書
- (4) 登記簿謄本（現に効力を有する部分のみ）
 - 個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本（写しは認めない）
 - 個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書
- (5) 納税証明書

申請時を基準として直前1か年の営業年度区分とし、法人の場合は法人税及び法人事業

税（いずれも、確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

(6) 販売品目及び価格表

(7) 経歴書

8 使用許可の決定

学校長は、使用許可を決定した時は、「東京都教育財産使用許可書」（様式４－２）を使用者へ交付する。

9 その他

本契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 担当者及び連絡先

東京都立国立高等学校 経営企画室 施設担当

〒１８６－０００２

東京都国立市東４－２５－１

電 話 ０４２－５７５－０１２６

FAX ０４２－５７３－９６０９